

千葉県立保健医療大学健康科学部学内委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定により、千葉県立保健医療大学が設置する学内委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の名称は、別表のとおりとする。

2 各委員会の委員は、本学教員から選出するものとする。

3 本学運営上必要と認めるときは、別表に定める委員会以外の委員会を設置することができる。

4 各委員会の運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

(委員長等)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 学内委員会を別表に従い、教育研究社会貢献委員会群と管理運営部門委員会群に分類し、それぞれの群に総括委員長を置く。

4 各総括委員長は、学長が指名し、所掌する委員会の有機的な連携と協力を図るために連絡、調整を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会等)

第7条 委員会は必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において調査、審議した事項を学長及び大学運営会議に報告しなければならない。

2 教育公務員特例法第3条及び学校教育法第93条第2項、第3項の規定に関する事

項は、教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度の各委員会委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表（第 2 条及び第 3 条）

教育研究社会貢献委員会群	管理運営部門委員会群
入試改革検討委員会	自己点検・評価委員会
入試実施委員会	将来構想検討委員会
教務委員会	総務・企画委員会
F D ・ S D 委員会	広報委員会
学術推進企画委員会	衛生委員会
学生委員会	危機管理委員会
進路支援委員会	人事委員会
研究倫理審査委員会	教員再任審査委員会
国際交流委員会	キャンパス・ハラスメント防止対策 委員会
図書委員会	
社会貢献委員会	